

「新たな計画の基本的考え方(案)」

－沖縄21世紀ビジョン基本計画(素案)－

説明資料

沖 縄 県

平成23年4月

これまでの振興計画を踏まえた新たな計画の展開

| 計画 | 第1次沖縄振興開発計画 昭和47年度～56年度 【国計画】 | 第2次沖縄振興開発計画 昭和57年度～平成3年度 【国計画】 | 第3次沖縄振興開発計画 平成4年度～13年度 【国計画】 | 沖縄振興計画 平成14年度～平成23年度 【国計画】 | 新たな計画 平成24年度～33年度 【県計画】 |
|------|---|---|--|--|---|
| 特徴 | 本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄らしい優しい社会の構築 (自然、伝統文化保全・継承、安全・安心な暮らし、交流と共生、人材育成) ・強くしなやかな地域経済の構築 (観光、情報に次ぐ第三第四のリーディング産業の創出と域内産業の活性化) |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・本土との格差是正 ・自立的発展の基礎条件整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・本土との格差是正 ・自立的発展の基礎条件整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・本土との格差是正 ・自立的発展の基礎条件整備 ・特色ある地域としての整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立的発展の基礎条件整備 ・特色ある地域として整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、我が国を牽引する新生沖縄を創造 ・自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄の取組 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>沖縄21世紀ビジョンの将来像実現及び4つの固有課題の克服</p> </div> |
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島架橋・離島空港整備 ・教育、医療、交通、水道、農林水産基盤等、生活・産業基盤の整備開始 ・沖縄海洋博覧会 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄海邦国体 ・中城工業団地 ・ミバエ根絶 ・コンベンションセンター ・県立芸術大学 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄サミット ・平和の礎 ・首里城公園 ・那覇空港ターミナルビル ・新都心地区整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレール ・沖縄工業高等専門学校 ・沖縄科学技術大学院大学 ・県立博物館・美術館 ・南部医療センター 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・那覇空港滑走路増設、国際線ターミナルビル ・西海岸道路等幹線道路の整備 ・中南部基地跡地等の整備 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入 ・空手道会館・郷土芸能会館 等 |
| 関連制度 | <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税・酒税の軽減 沖縄振興開発金融公庫 自由貿易地区 工業開発地区 | <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易地域 | <ul style="list-style-type: none"> 観光(H10)、情報(H10)、特自貿(H11)、航空機燃料税の軽減(H9)等 | <ul style="list-style-type: none"> 金融、産業高度化(H14) 等 | <p>(継続)</p> <p>(拡充)</p> <p>(新) 国際物流経済特区、子育て支援制度、総合的離島振興制度、交通コスト低減策、クリーンエネルギー導入促進制度等 駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)</p> |
| 時代状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長の終わり → 安定成長時代 ・変動相場制移行 ・オイルショック ・ベトナム戦争終結 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラザ合意、空洞化、円高、日米構造協議 ・株高、地価騰貴 ・冷戦終結 | <ul style="list-style-type: none"> ・バブル崩壊後長期不況 ・デフレ、総合経済対策 ・大競争時代 ・ネット社会到来 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政逼迫、構造改革、三位一体、分権 ・グローバル化 ・人口減少・少子高齢化 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの一層の躍進 ・地方分権の進展 ・人口減少・高齢社会の到来 ・世界的な環境問題 ・東日本大震災 |

「新たな計画の基本的考え方」について

【新たな計画の基本的考え方とは】

- 現計画の総点検で示された成果・課題や沖縄21世紀ビジョンの方向性・目標を踏まえ、これからの施策展開を設定するにあたり、その基本的な方向性を示すものであり、計画の素案的性格を有し、本計画のたたき台となる。

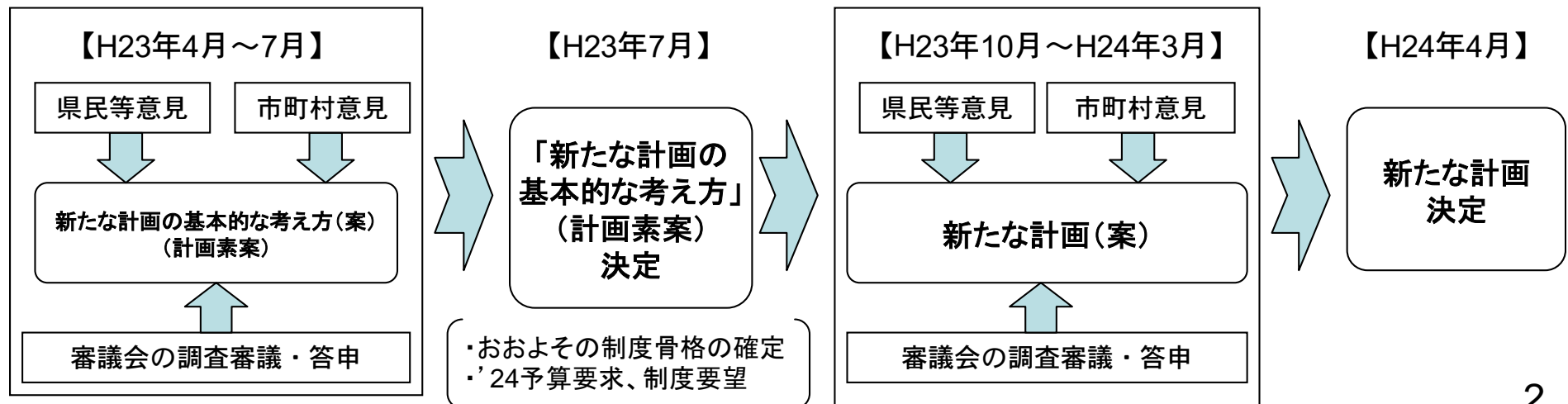
【策定の必要性・役割】

- 新たな計画の作成にあたり、県振興審議会の審議結果や、県民など各界各層からの多様な意見を踏まえた基本的方向性を決定する必要がある。
- 政府が沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定にあたり、政府が検討する際に参考となるもの。

【決定スケジュール(案)】

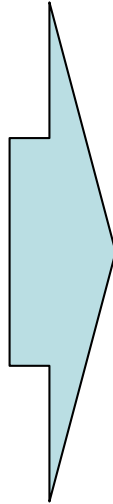
- 4月中旬 : 沖縄県振興審議会へ諮問
- 4月～6月 : 県民意見及び市町村意見の聴取
- 7月 : 沖縄県振興審議会から答申
- 同 : 決定

「新たな計画の基本的考え方」から「新たな計画」策定までの流れ



「沖縄振興計画」と「新たな計画」との項目比較

| 沖縄振興計画 |
|---------------------------------|
| 第1章 総説 計画作成の意義、性格等 |
| 第2章 振興の基本方向 |
| 第3章 振興施策の展開 |
| ① 自立型経済の構築に向けた産業の振興 |
| ② 雇用の安定と職業能力の開発 |
| ③ 科学技術の振興と国際交流・協力の推進 |
| ④ 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成 |
| ⑤ 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保 |
| ⑥ 多様な人材の育成と文化の振興 |
| ⑦ 持続的発展を支える基盤づくり |
| ⑧ 離島・過疎地域の活性化による地域づくり |
| ⑨ 駐留軍用地跡地の利用の促進 |
| 第4章 圏域別振興の方向 北部、中部、南部、宮古、八重山 |



| 新たな計画 | |
|--------------------------------|----------------|
| 第1章 総説 計画策定の意義、性格等 | ポイント1 ポイント2 |
| 第2章 基本方向 | |
| 第3章 基本施策 | ポイント3 |
| ① 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して | |
| ② 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して | |
| ③ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して | |
| ④ 世界に開かれた交流と共生の島を目指して | |
| ⑤ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して | |
| 第4章 克服すべき沖縄の固有課題 | ポイント4 |
| ① 基地問題解決と駐留軍用地跡地利用 | |
| ② 離島の条件不利性克服と国益貢献 | |
| ③ 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 | |
| ④ 地方自治拡大への対応 | |
| 第5章 圏域別展開 北部、中・南部、宮古・八重山 | ポイント5 |
| 第6章 計画の効果的な実現に向けて | ポイント6 |

新たな計画における6つのポイント

ポイント1 : 沖縄21世紀ビジョン実現に向けた基本計画

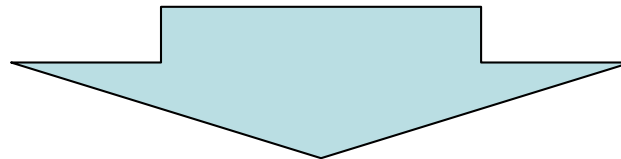
ポイント2 : 県が主体的に策定・実施する県計画

ポイント3 : ビジョン実現に向けた新たな施策体系

ポイント4 : 克服すべき固有課題への対応

ポイント5 : 圏域の特性を生かした戦略的な展開

ポイント6 : 計画の効果的な推進

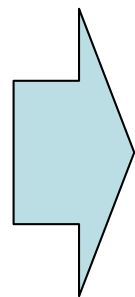


新たな計画の基本的考え方

ポイント1：沖縄21世紀ビジョン実現に向けた基本計画

沖縄振興計画

「自立型経済の基礎条件の整備」や「特色ある地域の整備」等に向けた基本計画



新たな計画

沖縄21世紀ビジョンで位置付けた将来像の実現と固有課題の解決を図る基本計画

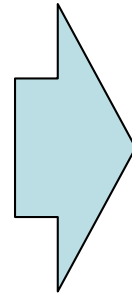
- ・「日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、我が国を牽引する新生沖縄を創造」
- ・「自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄の取組」

- ① これまでは、国が主導する沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画によって施策を展開。
- ② 国と地方の役割の見直し、一括交付金など地方自治の拡大や、グローバル経済等の時代変化の中、県民自ら描いた沖縄21世紀ビジョンを策定。
- ③ 次期計画ではビジョン実現に向けた道筋を示すことが必要。

ポイント2：県が主体的に策定・実施する計画

沖縄振興計画

- ・県が作成した計画案を国が策定
- ・国主導による施策の展開



新たな計画

- ・21世紀ビジョンを実現する計画を県が策定
- ・国は同計画に対して支援

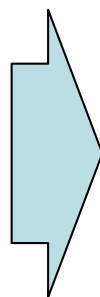
- ①地方分権等、全国的に地域経営のあり方が変化。
- ②その中で県民が描いたビジョンが示され、自らの責任の下、自らの地域づくりを自ら創る考え方が定着。
- ③ビジョン実現のため、県民、市町村、企業、各種団体等による協働の下、沖縄の特性を生かした県主体の計画を策定することが必要。
- ④今後沖縄が自ら進路を決め、時代潮流を的確に見極め、施策を展開していくために、県が主体的に策定する計画に国が支援する仕組みを構築することが必要。

ポイント3：ビジョン実現に向けた新たな施策体系

沖縄振興計画

第3章 振興施策の展開

- 1 自立型経済の構築に向けた産業の振興
- 2 雇用の安定と職業能力の開発
- 3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進
- 4 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- 5 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- 6 多様な人材の育成と文化の振興
- 7 持続的発展を支える基盤づくり
- 8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり
- 9 駐留軍用地跡地の利用の促進



新たな計画

第3章 基本施策

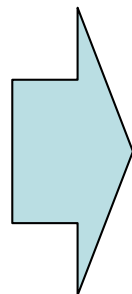
- 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に
する島を目指して（自然環境、歴史文化、風景・景観等）
- 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
（福祉、医療、健康、防災、生活基盤、戦後処理等）
- 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
（経済・産業、雇用、科学技術、交通基盤、離島、跡地利用等）
- 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
（交流・共生・平和）
- 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
（教育・人材育成）

- ① 沖縄振興計画では計画で示した基本方向に沿って施策体系を構築。
- ② 新たな計画においては、沖縄振興計画の総点検結果を踏まえつつ、ビジョンで示された各将来像を実現していくための新たな施策体系を構築。
- ③ 現計画で位置付けられた施策については新たな施策体系に包含。

ポイント4：克服すべき固有課題への対応

沖縄振興計画

沖縄が抱える固有の課題について明確な位置付け無し



新たな計画

県民が望む5つの将来像を実現するための前提条件であり、沖縄の特殊事情に由来し、国の責務により解決を図るべき性格を有する4つの固有課題の解決に向けた道筋を提示

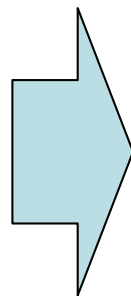
- 1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用
- 2 離島の条件不利性克服と国益貢献
- 3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築
- 4 地方自治拡大への対応

- ①沖縄の将来像を描く中で見えてきた4つの課題をビジョンの中で位置付け。
- ②新たな計画では本県並びに我が国の持続的発展を実現するために、5つの将来像の実現と克服すべき課題について明示することが必要。
- ③固有課題解決にあたっては、沖縄の不断の努力に加え、国の責務のもと、必要な制度や施策を講じることの意義を明記。

ポイント5： 圏域の特性を生かした戦略的な展開

沖縄振興計画

5圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)毎の現状課題、基本方向を明示



新たな計画

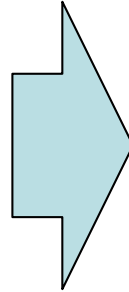
3圏域(北部、中・南部、宮古・八重山)毎に主な特性、現状課題、展開の基本方向を明示

- ①地域によって様々な特性を有する本県において、自然・地理的・社会的条件等総合的な観点から圏域を設定し、地域の実情や住民ニーズを踏まえた基本方向を示すことが必要。
- ②圏域設定にあたっては、圏域を構成する市町村等からの要望や特性を踏まえつつ、圏域を構成する市町村の連携・協働によって相乗効果が発揮され、圏域の活性化に繋げることを考慮することが必要。
- ③次期計画においては、i)貴重な自然環境を有し、代表的なリゾート地である北部地域、ii)100万都市圏を形成する中・南部地域、iii)それぞれの特性を有しつつも、相互の連携を強化し、大きな飛躍が期待できる宮古・八重山地域の3圏域を設定し、広域的な観点から振興を図る。

ポイント6：計画の効果的な推進

沖縄振興計画

- ・振興計画の下に11分野毎の実施計画を策定
- ・政策評価の実施 等



新たな計画

- ・基本計画の施策体系に沿った県独自の実施計画を策定
- ・PDCAサイクルに基づく行政評価の実施 等

- ①ビジョン実現に向けた基本計画の着実な推進を図るため、基本施策を具体化した実施計画の策定が必要。
- ②基本計画の進捗管理を図るため、基本計画に沿う体系で実施計画を作成することが必要。
- ③計画が時代やニーズに対応するには、計画の定期的な検証・評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。